

○豊前市老朽危険家屋等除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例

平成26年6月20日条例第14号

豊前市老朽危険家屋等除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第367条の規定により、老朽危険家屋等を除却した後の土地について固定資産税の減免を行うことにより、老朽危険家屋等の除却を促進し、市民の安心・安全の確保及び住環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険家屋 老朽危険家屋の認定に係る申請を行い、別表に掲げる家屋等の老朽度の判定基準による各評点の合計が50点を超える、認定を受けたものをいう。
- (2) 老朽危険家屋所在地 当該老朽危険家屋の所在する土地及び画地をいう。
- (3) 老朽危険家屋の管理義務者 所有者、占有者、相続人その他の当該老朽危険家屋を管理すべき者をいう。

(老朽危険家屋所在地に対する固定資産税の減免)

第3条 減免は、老朽危険家屋の敷地の用に供されていた土地で、当該家屋が滅失した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税について法第349条の3の2による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例(以下「住宅用地の特例」という。)の適用を受けた土地に係る固定資産税について行う。

2 前項の規定にかかわらず、老朽危険家屋所在地の所有者若しくは老朽危険家屋の管理義務者又は老朽危険家屋所在地が次の各号のいずれかに該当する場合については、減免の対象としないものとする。

- (1) 老朽危険家屋所在地の所有者が第4条の規定による申請書を提出する際に市に納入すべき市税等を滞納している場合
- (2) 老朽危険家屋所在地が賦課期日現在において営利目的で使用されている場合
- (3) その他不正な行為等により虚偽の申請を行った場合

(減免の申請)

第4条 老朽危険家屋所在地の所有者が、老朽危険家屋を除却して固定資産税の減免を受けようとする場合は、納期限前7日までに減免を受けようとする事由を記載した固定資産税減免申請書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(減免の有効期間)

第5条 第3条による固定資産税の減免の期間は、老朽危険家屋を除却したことにより住宅用地の特例が解除される年度から起算して10年度分とする。

(減免額の算定方法)

第6条 減免額は、住宅用地の特例が解除される年度の賦課期日現在(翌年度からは当該年度の賦課期日現在)において住宅用地の特例の規定に準じ算出するものとする。

2 減免額は、住宅用地の特例が解除される年度から5年度目までは第1項の規定により算出した額とし、6年度目は当該額に6分の5を、7年度目は6分の4を、8年度目は6分の3を、9年度目は6分の2を、10年度目は6分の1をそれぞれ乗じて得た額とする。

(減免期間の終了)

第7条 減免の期間内において次の各号のいずれかに該当する場合については、第5条の規定にかかわらず、該当すると認められた期日の属する年度をもって減免の期間を終了するものとする。

- (1) 老朽危険家屋所在地が専ら人の居住の用に供された場合
- (2) 売買等の理由により老朽危険家屋所在地の所有者が変更となった場合
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (4) 老朽危険家屋所在地に専ら人の居住の用に供する家屋以外の家屋及び周辺環境への安全対策以外の目的で構築物等が建築された場合
- (5) 老朽危険家屋所在地の管理義務者による適正な管理が行われないことにより、周辺住民の住環境に悪影響を与えたと認められる場合

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度の固定資産税について適用する。

別表(第2条関係)

老朽危険家屋等の判定基準		評点
構造の腐朽又は破損の程度	(1) 床	ア 根太落ちがあるもの 25

	イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの		
(2) 基礎、土台柱 又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
	イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
	ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100	
(3) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
(4) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
	イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものの又は軒のたれ下がったもの	25	
	ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
道路等の通行人又 は隣接地に対する 影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等敷地外に被害を及ぼすおそれがあるもの	50
その他		街並みの景観を著しく害する等特別な配慮が必要なもの	15

※備考 当該家屋が通学路に面している場合は、各評点の合計点数に1.5を乗じる。